

## 1 テーマ

### 『部活動の地域展開と部活動改革の推進について』

部活動に関して、令和8年度には全国高等学校総合体育大会(インターハイ)が近畿ブロックで開催され、本県では体操、登山、空手道、カヌーといった競技が実施される。また、令和9年度には全国中学校体育大会が近畿ブロックでの開催となり、本県内で2競技が実施される予定である。これらの大会には、単に全国規模の競技大会であるというだけでなく、生徒の成長を促す重要な教育活動としての意義も期待される。

一方で、公立中学校の部活動については、急速な少子化による生徒数・教員定数の減少を背景に、多くの学校でチームを組むことができない、顧問となる教員が足りないなど、部活動の維持・存続が困難となっている。このような中、国においては「部活動の地域展開」を推進することとされ、本県では令和6年7月に「部活動地域移行推進計画」を策定して令和8年度からの公立中学校における休日の部活動地域展開を目指してきた。今年度は準備期間の最終年であり、県教育委員会では部活動改革推進室を設置し、部活動の地域展開を含む部活動改革を推進しているところである。

そこで当委員会では、『部活動の地域展開と部活動改革の推進について』を今年度の特定テーマに設定し、スポーツ・文化芸術活動を通じた本県のこどもたちの健全育成に資するため、地域展開を含む部活動改革の推進について各地域や学校現場の実情や全国の先進事例の調査、有識者からの意見聴取等により研究を行った。

## 2 調査・研究の内容

### (1) 当局の取組聴取（特定テーマに関する閉会中継続調査事件）

- 開催日 令和8年1月16日
- 場所 第7委員会室
- 報告者 教育委員会事務局 体育保健課長 土井 一弥
- 主な説明等
  - ・ 部活動の地域展開に係る国の動向（実行会議最終とりまとめ、スポーツ基本法の改正、スポーツ庁による情報発信、ガイドラインの策定、認定地域クラブ、教員等の兼職兼業等）について
  - ・ 部活動の地域展開に係る本県の状況（県内市町の状況、地区協議会での意見、各専門部会の意見、県の取組及び新規施策とスケジュール等）について
- 主な意見等
  - ・ プロスポーツ団体など民間団体との連携について
  - ・ 地域クラブ活動に求められること（これまでの部活動における反省を踏まえ、勝利至上主義に陥らないこと、生徒の身体への負担に配慮すること等）について
  - ・ スポーツ協会との関わり（指導者講習に係る補助、委託、連携等）について
  - ・ ゴルフなど地域クラブ団体の少ない種目・活動への広域からの参加（大会参加資格、実際の活動参加に係る移動の負担、競技志向の強い生徒の希望等）について

- ・ 経済的困窮世帯の生徒への支援（事実上の選択肢の制約、国の参加費等補助、備品の貸し出し等）について
- ・ 教員等の兼職兼業に係る県の指針の市町への提示について

## (2) 専門家の意見聴取

- 開催日 令和7年10月24日
- 場所 第7委員会室
- 報告者 兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授 森田 啓之 氏
- 主な内容
  - ・ 「部活動」から地域スポーツクラブや公民館での活動など「地域クラブ活動」への「展開」（既存の部活動を地域に移すものではないこと）について
  - ・ 従前の部活動の課題（部活動の過熱化、こども・家庭・教員への影響、部活動を休む自由等）について
  - ・ 「部活動」という言葉のイメージと中学生の文化・スポーツ活動について
  - ・ 「学校部活動の地域連携」及び「休日の地域クラブ活動」の状況について
  - ・ 従前の学校部活動における不適切な指導と指導者の資質について
  - ・ 今後の展望と課題（行政の役割、保護者負担の在り方、兼職兼業に係る教員の姿勢・校長裁量の問題と基準の必要性、市民の意識転換及び醸成、学校現場における本来のクラブ活動への回帰等）について
- 主な意見等
  - ・ 地域展開の大枠での進め方について
  - ・ 中学校体育連盟（以下「中体連」）の動向について
  - ・ 高等学校及び私立学校における部活動の今後の動向について
  - ・ 部活動の教育的意義を地域が継承することについて
  - ・ 構成員の多くを教員が担っている競技団体の今後について
  - ・ 競技大会と生徒のモチベーションについて
  - ・ 少年野球の中学部設置について
  - ・ 競技ごとに指導者が集まり協議する機会の設定について
  - ・ 地域クラブ活動が認定クラブと認定外クラブに分かれること（選択の自由、競技力、公益性、調査書または内申書への影響等）について
  - ・ 保護者の経済的負担について
  - ・ 中学校における進路指導への影響について

## (3) 事例調査

県内各地区の管内調査及び県外の先進的・特徴的な取組等を視察する管外調査において、以下の内容を調査した。（※ 特定テーマを主たる調査目的とした施設での調査内容のほか、他の調査目的で視察した施設において聴取した特定テーマに関する内容を含む。）

### ① 管内調査（7月23日～25日：但馬・丹波地区）

- 養父市立関宮学園（義務教育学校）
  - ・ 小中9年間を通じた教育と部活動の地域展開について

- 豊岡市立城崎中学校
  - ・ 地域クラブとの休日部活動連携、外部指導者活用、複数クラブとの連携について
  - ・ 技術面ではなく、部活動の教育的意義に関する外部指導者への研修について
  - ・ 外部指導者の報酬について
  - ・ 教員が部活動指導員になる場合の報酬について
  - ・ 施設使用料と部費について
  - ・ 部活動の地域展開に係る課題と今後の展望（外部指導者の確保という課題に対する観光地という地域特性 等）について
  - ・ 地域的な特色ある活動（ボート部）について
- 丹波篠山市立丹南中学校
  - ・ スポーツ庁「運動部活動の地域移行に向けた実証事業」拠点校としての取組について
  - ・ 丹波篠山市教委の取組（部活動地域移行推進事業）について
  - ・ 地域展開と地域連携の現状（種目により異なる）と当面の課題（受け皿と人材確保、学校施設利用の手続き整理、指導者研修、謝金等予算の確保 等）について
  - ・ 県レベルでの協議（中体連や各種協会等との連携、県全体での部活動改革の意義や課題など情報・認識の共有、県民理解の醸成、保護者負担 等）の必要性について
  - ・ 生徒、保護者の受け止めについて
  - ・ 教員の兼職兼業と適切なサービス管理、地域貢献と本来業務のバランスについて
- ② 管内調査（8月25日～26日：東播・淡路地区）
  - 播磨町立播磨中学校
    - ・ 播磨町及び町教委の取組（地域の団体等との連携、指導者の確保 等）について
    - ・ 中体連や協会の大会出場に係る取扱い（団体登録、引率 等）について
    - ・ 地域クラブへ展開した活動に対する教員による平日の指導について
    - ・ 生徒が活動を選択するために必要な情報を得ることのできる仕組みについて
  - 加古川市立別府中学校
    - ・ 加古川市における教育と部活動の歴史について
    - ・ 市長部局と教育委員会の連携について
    - ・ 学校における部活動の終了に向けた現状について
    - ・ 地域指導員による生徒への性加害を防止するための方策について
    - ・ 地域団体への働きかけについて
    - ・ 保護者の費用負担に関する考え方について
    - ・ 部活動が生徒に与えてきた影響（進路を含む）について
  - 県立高砂高等学校
    - ・ 中学校部活動の地域展開に関連して、高校部活動における費用負担の実情について
    - ・ 特色ある部活動（ジャズバンド部）の活動等について
  - 播磨東教育事務所
    - ・ 部活動の地域展開について教育事務所として把握している課題と対応状況について
  - 淡路市立北淡中学校
    - ・ 地域指導員による学校での休日指導と校舎のセキュリティ関係（夜間・休日の機械警備のエリア・動線 等）の調整について

- ・ 吹奏楽部を例とした諸経費（楽器の修繕・更新・運搬、外部指導者の謝金・旅費 等）に係る予算種別（市教委予算、学校予算、生徒会費、部費）と取扱いについて
- ・ 指導者に係る地域人材バンクの現状について
- ・ 休日の運動部活動に係る地域クラブへの展開状況について
- ・ 学校部活動にはない地域クラブ活動の競技の平日の大会等における公欠の取扱いについて
- ・ 教員の兼職兼業による休日の指導と休日の部活動指導手当について
- ・ 保護者の経済格差がこどもの体験格差に繋がることへの懸念について

○ 淡路教育事務所

- ・ 地域指導員による活動実施時に災害が発生した場合の対応について

③ 管外調査（10月27日～29日：新潟県）

○ 阿賀野市教育委員会

- ・ 部活動の地域展開に係る阿賀野市の姿勢、背景、現状等について
- ・ 中体連及び吹奏楽連盟主催の大会参加費補助事業の制度概要、現状と課題、今後の方向性等について
- ・ 学校部活動と地域クラブ活動の併存、兼部の状況を踏まえたオーバーワーク防止のための取り決めについて
- ・ 地域クラブ活動で実施する種目等の状況について（残り3種目で中学校部活動における全ての種目等を網羅）
- ・ 学校部活動と地域クラブ活動における公費負担の公平性について
- ・ 地域クラブの大会参加に係る宿泊費、移動経費等に対する補助事業について
- ・ 教員による地域クラブ活動の指導の状況について
- ・ 地域クラブ活動における保護者負担の状況について
- ・ NPO 法人総合型クラブについて

○ 新潟県教育委員会

- ・ 部活動の地域展開に係る新潟県の基本姿勢、考え方、経緯等について
- ・ 県内市町村のこれまでの状況と現状、県からの働きかけ等について
- ・ ハラスメント相談窓口の設置状況、設置個所、相談対応のフロー等について
- ・ 県の市町村に対する支援と役割分担について
- ・ 設置クラブ数の目標と進捗状況について
- ・ 休日の活動がない文化部活動の将来的な姿について
- ・ 私立学校や専門学校、企業等からのクラブ登録の申請状況等について

○ 佐渡市教育委員会

- ・ 部活動の地域展開に係る佐渡市の姿勢、背景、現状等について
- ・ 「スキップ型」「エンジョイ型」の具体的な取組内容、目的、成果等について
- ・ JETプログラムにおけるSEA（スポーツ国際交流員）の活用等について
- ・ 「ポッチャ」など新しいスポーツや「イラスト」等の文化活動、活動メニューの設定について
- ・ 特別支援学校生徒の参加について
- ・ 主として「エンジョイ型」の活動への小学生の参加について

- ・ 指導者向け安全管理マニュアルの作成について
- ・ 活動参加に係る送迎と保護者の理解醸成について
- ・ 市長部局と教育委員会の連携及び所管の考え方について

#### ④ 管内調査（11月12日～13日：阪神地区）

##### ○ 県立芦屋高等学校

- ・ 中学校部活動の地域展開に関する芦屋市との連携について
- ・ 特色ある部活動（ヨット部、カヌー部）の活動等について

##### ○ 西宮市立学文中学校

- ・ 少子化による学級数・教員定数の減に伴う顧問の不足と部活動数の減（中規模校であっても生徒の選択肢が狭まっている状況）について
- ・ 西宮市教委の取組（「プレみや」、市・市教委・プロスポーツチームの連携協定締結等）について
- ・ 部活動の地域展開に係る施設・備品等の整備の必要性（国、県による支援の必要性）について
- ・ 県教委の支援（県中体連との調整、スマートロック等）について
- ・ 地域指導者による大会参加、中体連による大会の今後等について
- ・ 部活動への応援に関する地域性について

##### ○ 尼崎市立中央中学校

- ・ 尼崎市の取組（市スポーツ振興事業団を運営団体としたアマカツクラブと認定地域クラブによる体制確保、地域展開を所管する部署の設置、全庁的な取組体制等）について
- ・ 部活動の教育的意義とセーフティネットを考慮した制度設計について
- ・ 中体連の今後（大会実施、規程等）について
- ・ 地域指導者に係る人材確保、人材育成について
- ・ 地域クラブ活動に係る小中連携、中高連携、公私連携について
- ・ 施設整備（夜間照明等）の必要性について

#### ⑤ 管内調査（1月21日～22日：西播地区）

##### ○ デモクラティックスクールまっくろくろすけ

- ・ 民間フリースクール等による公立学校施設（グラウンド等）の使用について

##### ○ 姫路市立白鷺小中学校

- ・ 姫路市教委の取組（姫カツ実証事業、各種調査・アンケート結果、姫カツクラブ登録団体の状況等）について
- ・ 活動場所への移動手段としてのスクールバスの活用について
- ・ 姫カツ実証事業を経て認識された課題（地域クラブの学校施設利用に際しての動線やセキュリティの確保、平日に実施される大会抽選会等への地域指導者の対応等）について
- ・ 姫カツ運営事務局の組織体制について
- ・ 所属するクラブを指導者で選択することの是非と対応について
- ・ 地元プロスポーツチームとの関わりについて
- ・ 指導者ライセンスと研修について

### 3 今後の方向性について

#### (1) 現状及び課題

- ・ 令和4年12月にスポーツ庁・文化庁において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、そこで「改革推進期間」と位置付けられた令和5年度から令和7年度の間、各地方公共団体等は部活動の地域展開に係る取組を進めてきた。改革推進期間の最終年度である今年度、国は「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめを提示、「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」を開催し、12月には「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定した。
- ・ 令和7年のガイドラインでは、急激な少子化が進む中でも将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、令和8年度から令和13年度までの「改革実行期間」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等が示された。同時に、①地域クラブ活動に関する認定制度に係る要綱及び②教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に係る要綱のひな型も提供されている。
- ・ 当委員会の調査の中で、佐渡市教育委員会においては、中学校部活動の地域展開という動きを、単に中学生が地域クラブで活動するというのではなく、中学生以外の住民も巻き込んだ地域づくりに資する取組にする、という理念を聞くことができた。これは「こどもたちのやってみたいに地域が応える」「学校・世代を超えた地域スポーツ」「新たな価値を地域と共に創出する」といったスポーツ庁のイメージにも合致するものと解される。
- ・ 本県においても、上記の国の動向を的確に踏まえつつ、県内市町の状況や要望を聴取しながら部活動の地域展開を含む部活動改革に取り組んできたところであり、地域クラブ活動に係る中体連の大会参加資格の取扱いや教職員の兼職兼業の取扱い等についても整備を進めている。
- ・ 個別課題について、国の整理する①地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等、②指導者等の質の保障・量の確保、③活動場所の確保、④活動場所への移動手手段の確保、⑤大会やコンクールの運営の在り方、⑥生徒・保護者等の関係者の理解促進、⑦生徒の安全確保のための体制整備、⑧障害のある生徒の活動機会の確保、という項目立ては県内の実情にも合致しているが、管内調査等を通じて得られた所感として、どの項目が特に深刻な課題であるかは地域によって大きく異なっている。
- ・ 上記個別課題のほか、中学校における今後の課題として、地域クラブ活動における生徒の活動について地域クラブと緊密な連携を図った上で、進路指導や高等学校への調査書（内申書）においてどのように評価するか等についても研究する必要があると考えられる。

#### (2) 目指すべき方向性

##### (総論)

- ・ 一年間の調査を通じて委員から指摘された課題や学校・市町教委から聴取した課題は、前述の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月）において概ね網羅されている。従って本県の今後の方向性としては、ガイドラインを活用しつつ、地域ごとの実際の課題を着実に解決していくことが重要である。

### (学校部活動の教育的意義について)

- ・ 中学校学習指導要領解説（令和6年12月一部改定）は、学校教育の一環として行われる部活動について、「異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている」としている。その上で、地域スポーツクラブ活動については、「学校外の活動ではあるものの、集団の中で切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を有するものであり、その実施に当たっては、部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが重要である」とし、①学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間での活動方針等の共通理解を図ること、②特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携すること、③地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知することが必要であると解説している。
- ・ 前述の令和7年ガイドラインによれば、「地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要」とされ、教育的意義の例として、①スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる、②体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる、③自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する、④自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす、⑤互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる、といったことが挙げられている。
- ・ 当委員会の調査の中でも、部活動には、継続的な努力や目標達成経験による自己効力感の向上、思春期における情緒の安定・自己理解の深化、授業とは異なる自発的な活動の積み重ねによる心身の成長、上級生・下級生・大人との関係への適応、集団活動を通じた責任感・規範意識の形成、自ら選択した活動に打ち込む経験、計画立案・役割遂行・練習方法の工夫など自ら課題を発見・解決するプロセス、文化・スポーツへの親しみや社会的・文化的な豊かさに繋がる価値観を深めること、将来の趣味や地域スポーツ・文化団体への参加の入口となること、等の意義があると論じられた。
- ・ ガイドラインの示す「認定地域クラブ活動」の認定要件の1つ目として、「学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること」が挙げられているが、「教育的意義」の共通理解にも努める必要がある。

### (他団体等との連携について)

- ・ 地域の高校部活動との連携について、市町から県立高校に対する協力依頼が想定され、県教委において一定の整理や情報共有が求められる可能性がある。
- ・ 私立中学校では部活動を魅力・特色として、より鮮明に打ち出す学校が増加することが想定される。また、私立高等学校も中学生に対して魅力を発信する観点から地域クラブ活動

- との連携・協力に取り組むことも期待される。ただし、いずれの場合も勝利至上主義により生徒の身心に悪影響を及ぼすことのないよう、各競技団体において留意する必要がある。
- ・ プロスポーツ団体においても、競技人口や愛好者数を確保することは必要であることから、少子化の中、裾野を広げ盛り上げるため、地域クラブ活動へ働きかけることが考えられ、現に地元プロスポーツチームの存在を地域の強みとして生かし、協力を得ている市もある。また、芸術文化団体においても同様に、部活動の地域展開を普及の契機と捉えた動きが想定される。こうした活力をどのように引き出し、生かすかについては、スポーツ振興施策・芸術文化振興施策の一環として検討すべきである。
  - ・ 国においても、国交省との連携事業（「交通空白」解消、地域交通のり・デザインと部活動地域展開に向けた移動手段確保）などの動きがあり、県及び各市町において所管部局との連携する後押しとなることが期待される。
  - ・ 前述の個別課題⑦（生徒の安全確保）について、不適切指導（体罰・暴力、暴言・威圧的指導、パワハラ・モラハラ等のハラスメント、人格否定や過度の拘束、いじめ的行為・差別的取扱い、わいせつ・セクハラ等の性的な不適切行為、練習内容や健康状態等に関する安全配慮義務違反等）を防止することは最も重要であり、県教委が学校部活動の指導についてこれまで培ってきたノウハウを含め、スポーツ協会等と連携して指導者への研修等を実施し、安全を確保する必要がある。併せて、生徒・保護者からの相談窓口の設置及び周知も必要である。
  - ・ 県教委においては既に複数の民間企業との連携協定を締結してコンソーシアムを形成し、企業の課題解決力を生かそうと取り組んでいるところであるが、企業側も部活動の地域展開を市場拡大のトリガーと捉え、自治体や地域クラブへの支援アプリをはじめ様々なサービスの開発・提供を開始しており、効果的な活用が期待される。
  - ・ 生徒たちがより有意義な経験を得られるよう、民間団体との連携・協力が重要であると同時に、行政がセーフティネットの役割を果たすことは今後一層必要となる。予算面でも、国が補助事業だけでなく交付税措置を行うことに留意すべきである。

#### （総括）

- ・ 調査の中では、部活動の地域展開を「放課後の時間をこどもたちに返す」ものであるという発想が見られた。放課後には部活動があるという前提ではなく、放課後の過ごし方は生徒が自らデザインするものと捉えた上で、こどもたちの成長に繋がる体験の機会を社会全体でいかに提供できるかを考える必要がある。そこでは、学校の枠を超えた人と人との新しい交流も期待される。
- ・ 佐渡市教育委員会をはじめ、調査の中では特別支援学校の生徒の参加が図られている状況も確認された。合理的配慮とともに、これまでの部活動には無かったユニバーサルなスポーツや活動を通じて、個別課題⑧「障害のある生徒の活動機会の確保」への対応と併せ、本県が先進的に推進してきた「交流及び共同学習」にも資する展開を期待したい。
- ・ 個別課題⑥として「生徒・保護者等の関係者の理解促進」が挙げられているとおり、学校部活動を取り巻く現状・課題、改革の理念、地域展開による効果、地域クラブ活動の実施体制・活動内容、会費・保険の取扱い等について、丁寧に周知し、理解を得ることは不可欠であり、県教委及び各市町教委はリーフレットの作成・配布やシンポジウムの開催等、周知に努めている。特に、生徒や保護者の具体的な納得を得るためには、自分たちの地域

の実情に即した課題分析と対応方策を示すことが重要である。

- ・ 上記は「関係者の」理解促進とされているところ、一番の利害関係者が生徒・保護者であることは確かであるが、直接の利害関係者ではなくても「部活動」に対して想いのある人は多く、地域展開は多くの人に興味関心を寄せているテーマでもあることから、広く一般市民・県民に正しい認識を広めることは生徒・保護者の理解促進にも繋がると考えられる（なお、県民の声を聞くに、未だ多くの方から、部活動の地域展開は教員の負担軽減のための施策であると捉えられている。）。地域指導者の発掘や地域団体、スポーツ団体や芸術文化団体等との連携にも資することから、理解促進については幅広い発信も必要と解する。
- ・ 部活動の地域展開は大きな変化を伴う改革であり、各市町教委や各学校において具体的に進めていく上で、一定の混乱が生じることは避けられない。県内の生徒たちが地域クラブにおいても学校部活動以上に充実した経験や体験を得ることのできるよう、各市町においては地域に応じた話し合いと合意形成を積み重ねるとともに、県教委には各市町教委に対して全県的な視点や情報に基づく丁寧なサポートを提供することが求められる。補助制度や会計処理、税務処理、労務管理といった事務的な分野の支援もニーズが高いものと見られる。
- ・ 競技志向の学校部活動が強くイメージされてきたように、何かに没頭・熱中して取り組むことでしか得られない感動や経験は確かにあり、それらは子どもたちの成長にとって極めて有意義なものであると考えられる。他方で、スポーツや文化芸術を楽しむことは、それ自体が人生を豊かにする、幸福で価値あるものであり、大人が趣味でそれらを嗜むのと同じように部活動を気軽に楽しみたいという生徒の希望もまた尊重されるべきである。子どもたちがどのようなスタイルで自分にとっての「良い経験や体験」を積むことができるのか、指導者や競技団体のバランス感覚や力量も重要性を増していくと考えられる。
- ・ 各競技に打ち込み、大会参加を目標の一つとして掲げる生徒たちについては、地域クラブからも円滑に大会へ参加できるよう、県教委において各種団体との調整に努められたい。令和9年度には本県を含む近畿ブロックにおいて全国中学校体育大会の開催も予定されているところであり、地域クラブ活動で汗を流す生徒たちの活躍にも大いに期待するものである。